

転居された方は事務局 (svcf-admin@svcf.jp) まで転居先をお知らせください

第 135 回院内集会 (2024 年 3 月 5 日開催)

「原子力基本法改正 (2023 年 5 月 31 日) をどう考えるか」

報告

衆議院第一議員会館第 5 会議室およびオンライン (Zoom) で行われた表記集会は、会場に講師を含め 16 名、オンラインで 17 名の参加者で行われました。

オンラインの設定に不手際があり、講師の音声オンライン参加者にはほとんど聞こえなかったということであり、オンライン参加の方々にお詫びするとともに、今回の報告は質疑だけではなく、講演の概要についても報告します。

下記の講師提供資料を参照しながらお読みください。

<https://svcf.jp/wp/wp-content/uploads/2024/03/syuukai135-siryou.pdf>

講師は、地球温暖化防止に向けて脱炭素社会を実現するという世界的な動きに合わせるためとして、政府の発議により令和 5 年 5 月 31 日に可決成立した GX 脱炭素電源法 (原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正案 5 つを束ねたもの) のうち、改正原子力基本法に焦点を絞り、講師が問題点と思われること、その問題点について今後どのように改正を目指していくかを語られました。

【講演概要】

改正原子力基本法については、まず資料 2 ページ下表の、2 月 10 日に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」の決定過程に疑問がある。

資料 4 ページ上段 “経産省が主導する原発回帰の実態” にあるように、決定過程が経産省主導で進められたことは明らかである一方、そのほとんどは開示されておらず実態が不明である。

原子力発電抑制から推進へという大きな政策変更の背景として、ロシアによるウクライナ侵攻による世界的なエネルギー市場の不安定化への対応を理由として挙げながら、ロシアによるウクライナのザポ



リージャ原発の占領に見られる原子力発電所に対する武力攻撃のリスクはまるで評価されていない。

なによりも、これだけ大きな政策変更であるにもかかわらず、国民的議論が無いまま経産省主導で進められたことが問題である。

その内容は、資料 2 ページ下表 “③原子力の活用”、資料 3 ページ下表 “(2) ① 原子力発電の利

用に係る原則の明確化”にあるように、原子力発電の活用を前提としており、かつ原子力発電の活用を国の責務としている。

再生可能エネルギー事業者には与えられていない国による便宜が原子力発電事業者には与えられることになったのである。

福島第一原子力発電所の過酷事故を教訓とした安全面からの規制や、再生可能エネルギーなど他のエネルギーとの経済性の比較はなおざりにされている。

休止原発の再稼働に向けては、資料 3 ページ下表“(2) ③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備”にあるようにこれまで 40 年+20 年の延長のみであった運転期間を、10 年ごとの検査を前提としつつ延長回数については無制限とし、なおかつ福島第一原子力発電所過酷事故以降の休止期間は運転期間から除外するとしている。

さらに 2 ページ上段にあるように、次世代革新炉の開発・建設の検討まで踏み込んでいる。

この改正の結果、原子力発電所の運転期間に係る制度は、資料 5 ページ上段のように原子力発電を積極的に活用することを原則とした制度に変化した。これは原子力基本法の「改正」ではなく「改悪」である。

そして、山崎議員は、このような改正原子力基本法について、今後、資料 5 ページ下段以降の朱書きのように修正を図っていきたいと語られました。



【質疑】

<自治体の関与>

質問 1: 軍備や外交については国の専管事項だとして、原子力政策については自治体の関与を強めるべきだと思うが、改正原子力基本法において自治体の位置づけに変化はあるか。

回答 1: 軍備や外交と異なり、原子力政策については自治体の関与は残っており、大きな変更はないと思うが、国の関与を強める方向である。

<安全神話>

質問 2: 資料 5 ページ下段、改正原子力基本法第二条 3 に、これまでの基本法にはなかった「安全神話」という文言が使われているが、どのような定義なのだろうか。

回答 2: 不明である。

<推進か脱原発か>

質問 3: 改正原子力基本法は原子力「推進」法だと思うが。

回答 3: 原子力発電をどう終わらせていくかという改正が必要である。

<原子力発電所の国有化>

質問 4: 今回の原子力基本法の改正は、原子力発電所の国有化を目指しているのか。

回答 4: 国有化の方向は出されておらず、国の関与を強めつつ、あくまで民間企業の責任で原子力発電およびバックエンド事業を行うというスタンスである。自分たちは将来の廃炉に向けては国有化も必要になるかもしれないと考えている。

<地球温暖化への影響>

質問 5: 改正原子力基本法は温暖化防止のために原子力発電を活用しているが、原子力発電所は膨大な温排水を垂れ流しており温暖化を拡大しているのではないか。

回答 5: その点についてはさらに研究を重ねたい。

<事故が起きるとの前提>

質問 6: 改正原子力基本法が原子力発電において

事故が起こることを前提としていることは評価すべきではないか。

回答 6:福島第一原子力発電所のような過酷事故までは起こらないと考えているのであろう。



<バックエンドプロセス>

質問 7:この改正において「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」は「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改正され、「使用済燃料再処理機構」が「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改組され、使用済み核燃料の保管・処理・処分や廃炉について国の関与を強めることになっているが、この点は評価すべきではないか。

回答 7:言われたような膨大なバックエンドの問題が原子力発電の特殊性だと思うが、今回の改正では核燃料サイクルの維持が前提となっており、ここは世界の潮流であるワンスルー処理・処分に改めさせなければならない。

<ワンスルー方式の問題点>

質問 8:ワンスルー処理・処分とすると、原子力発電事業者が資産として保有している膨大な使用済み核燃料が負債と化し、原子力発電事業者が経営破綻すると聞いているが、この問題についてはどうお考えか。

回答 8:その問題については認識しており、自分たちが作成中の「廃炉推進法(案)」において国による原子力発電事業者への支援策を検討中である。

また、福島県民の多くが福島第一原子力発電所の

廃炉の最終形が分からないことを不安視していることから、廃炉ということの最終形を明らかにしていきたい。

<人材の確保・育成>

質問 9:仮に原子力発電を止めるにしても、すでにある使用済み核燃料の保管・処理・処分、さらに廃炉そのものに高度な知識・技術を有する人材が必要である。どのようにしたらそのような人材を確保・育成できるとお考えか。「廃炉」という言葉が後ろ向きであることもあり、原子力工学の講座、原子力工学を専攻する学生は激減している。

回答 9:専門に特化した奨学金制度など国の支援が必要であらう。

<原発の抑止力>

質問 10:原発と原爆は異なる。原爆はその使用判断をするのは敵国である。原発は設置するかどうかは自国の判断であるが、設置してしまえば、それを核地雷とみなして攻撃するかどうかの判断はやはり敵国となる。

<ALPS 処理済み汚染水の海洋放出>

質問 11:ALPS 処理済み汚染水が安全であるならば、海に流すべきではなく工業用水などとして再利用すべきではないか。

回答 11:東京電力や国なども他核種の問題などもあり、そこまで安全とは思っていないのではないか。

<廃炉ビジネス>

質問 12:福島第一原子力発電所において、極めて困難な各事故炉の廃炉を進めているのだから、経産省などは、ここで得た知見を廃炉ビジネスとして育て活用すべきではないか。

回答 12:今のところそのような動きについては聞いていない。

<原発の抑止力>

質問 13:いわゆる護憲・平和派の人たちは、政府・自民党が「北」のミサイルや中国の軍備増強の脅威に対する備えを強調することに対して「脅威を誇張して防衛費を倍増させるような事をしてはならない」と言う。他方で、「原発をミサイル攻撃で爆破さ

れたら、核爆弾攻撃を受けたのと同じことになる。日本海沿岸に原発を並べていては、安全保障もなにもあったものではない」として原発を止めるように言う。

山崎議員も経済産業委員会で「原子力発電所に対する武力攻撃リスク」について質問されている。「北、中国の脅威」が都合よく使い分けられている観がある事についてどう思われるか。

回答 13:

「武力攻撃リスク」を問題にしたのは、政府/自民党がそれを言っているからだ。私自身は、そのようなリスクは外交努力で解消すべきだと強く思っている。

(文責:行動隊事務局)

【参加者としての感想】

< 法案の形成過程 >

集会後帰宅して、たまたま NHK オンデマンド(有料)で「[ETV特集 膨張と忘却 ～理の人が見た原子力政策～](#)」という番組を見ました。

行動隊のシンポジウムにパネリストとして参加されたこともあり、2018 年に亡くなられた、我が国の原子力政策に深く関わってこられた科学技術史家である吉岡斉氏が残された大量の資料を基にした番組です。

この番組では、最終的に 2016 年に廃炉が決定された高速増殖炉「もんじゅ」が、1995 年にナトリウム漏れ事故を起こした後、吉岡氏が内閣府原子力委員会委員として関与されてきた、核燃料サイクルの中心施設である「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場の存廃を審議した高速増殖炉懇談会や「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を決めた内閣府原子力委員会での審議において、事務局であった当時の通産省(現在の経産省)が、客観的な論理ではなく多くの利害関係を背景に、もんじゅや六ヶ所再処理工場の存続を前提としながら、少なからぬ客観的な委員の存在を隠れ蓑にして、予定調和的に「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場の存続を決めていく過程が明らかにされていました。

集会に参加した日にたまたまこの番組を見て、今回の原子力基本法等の改正までの過程のありようが、その内容の可否以前に、吉岡氏が体験された「もんじゅ」や六ヶ所再処理工場の存廃についての審議過程と重なりました。

今回の原子力基本法の改正の決定過程は、その密室性において、吉岡氏が体験された往時の政策決定過程よりさらに後退し、今も改正原子力基

中島賢一郎
本法が第二条 基本方針に謳う「原子力利用は…中略…安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うもの」からさらに遠ざかっているとしか思いようがありません。

< バックエンドから >

自分は 2015 年から、福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗状況の一部を、主として東京電力や国の資料により、「[1F-Watcher](#)」として毎月更新しながらレポートしています。事故炉という特殊性はあるものの、まさにバックエンドを見続けていることになります。

原子力発電は、稼働を終了した後、使用済み核燃料や汚染廃棄物の保管・処理・処分という、稼働期間に匹敵する、長期かつ膨大な廃炉過程(バックエンド)を要することが、他の発電方式と異なります。

さて、使用済み核燃料の処理については大きく言って二つの処理・処分方法があります。

まず現行の(半)核燃料サイクル方式です。

これは使用済み核燃料から残っているウランやプルトニウムを化学的な処理によって取り出し **MOX 燃料**として再加工して軽水炉で燃料として再利用する(プルサーマル)方式です。

もう一つは、使用済み核燃料をガラス固化等の処理をし、そのまま最終処分するというワンスルー方式です。

現在の国・政府の使用済み核燃料の処理についての方針は全量再処理するという方針です。

講師はバックエンドについて、核燃料サイクルは技

術的に難度が高く、ワンスルー方式が国際的な主流であることなどを理由に、使用済み核燃料は**全量ワンスルー方式で処理・処分すべき**であるとされ、自分には、講師は国・政府が全量再処理方針を放棄しないがゆえに原子力発電のバックエンドについて協議する余地はないと仰っているように聞こえました(限られた時間内のご発言でしたからかもしれません。誤解でしたら申し訳ありません)。

しかし、講師が主張されるように原子力発電を全面的に停止したとしても、ワンスルー方式にせよなんにせよ、**処理・処分しなければならない使用済み核燃料、高レベルの放射性廃棄物は大量かつ長期に存在し続けます。**

次に、国・政府の方針である**使用済み核燃料の全量再処理の現状**です。

[2022年時点で、国内の原子力発電所等で保管されている使用済み核燃料は19,000トンです。](#)

[2024年3月現在で稼働中の原子力発電所は10基](#)であり、年間数100トンの使用済み核燃料が発生すると思われまます。

一方、これまでは国内の原子力発電所で使用されてきたMOX燃料は全量フランスで加工されたものですが、国・政府の方針によれば、今後は全量が六ヶ所再処理工場で加工されたものになります。

先ごろ何度目かの稼働開始の延期が発表された[日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場の処理能力は800トン・ウラン/年](#)です。

原子力委員会によると、[令和5年2月時点で稼働中のプルサーマル炉は、関西電力高浜発電所3号機及び4号機、四国電力伊方発電所3号機、九州電力玄海原子力発電所3号機の合計4基](#)です。[電気事業連合会はこれを2030年までに12基に増やす計画](#)だそうです。1基あたりのMOX燃料使用量は数10体かと思われまます。

これ以上データを並べるのは煩瑣ですので、この辺りでごく大雑把な計算をしてみまます。

2030年初頭で考えてみまます。

使用済み核燃料については、2022年の保有量19,000トンに2024年の発生量数100トン×7年÷1,000トンを加え20,000トン。

六ヶ所再処理工場の稼働が今年度後半ですので、再処理済みは800トン×5年=4,000トン。

国・政府が全量再処理をめざしても再処理されない使用済み核燃料が16,000トン残ります(見直して、使用済み核燃料の量の単位がトン、再処理工場の処理能力の単位がトン・ウラン/年ですのでこの計算は多分間違っていますが、もともとが大雑把な計算ですので、このままとします)。六ヶ所再処理工場の処理能力の20年分です。

MOX燃料の需給の計算については力尽きましたので断念しますが、ここまでの大雑把な計算からでも、**使用済み核燃料の「全量」再処理は極めて困難と思われ、ワンスルー方式で処理・処分をせざるを得ない部分が生じる**ことを国・政府はすでに試算していると思いまます。

全ての原子力発電所の廃炉を直ちに決定したとしても、原子力発電所の稼働を現状で維持し全量再処理方式で頑張るとしても、ワンスルー方式で処理・処分していかなければならない使用済み核燃料が大量に残ります。

これに現時点で廃炉を決定あるいは検討中の原子力発電所が24基。ここからも廃炉に伴う大量の高レベル放射性廃棄物が加わります。

また、使用済み核燃料の中間貯蔵施設についても、これから稼働するであろう青森県むつ市の[「リサイクル燃料備蓄センター」](#)の最大貯蔵量が[5,000トン](#)。

今年になって、原子力発電所の中間貯蔵施設化を予感させる、原子力発電所構内での[乾式キャスクによる保管が急速に拡大](#)し、福島第一・第二を含めれば9カ所に上っています。

国会内には、超党派の、高レベル放射性廃棄物の中間処理あるいは最終処分に関する議員連盟もあると聞いていまます。

原子力発電の停止をめざすにせよ、維持・推進をめざすにせよ、避けて通ることのできない、かつ、立案後の実施が数十年単位の長期にわたるがゆえに、今から具体的な見通しを立て始めることを要するバックエンドプロセスについて、立場を超えて早期に議論を開始することを強く願いまます。

最後に、GX脱炭素電源法東ね法中で4月1日に施行される[再処理・廃炉法](#)において、「円滑かつ

着実な廃炉の推進に関する業務を行うこと」とされる国の認可法人「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」の廃炉事業対象から、事故炉として東京電力福島第一原子力発電所の廃炉が除外されています。

東京電力は2012年に1兆円の出資により実質的に国有化され、同じく国の認可法人「[原子力損害賠償・廃炉等支援機構](#) 廃炉支援部門」、国の第三条委員会である「[原子力規制委員会](#) 特定原子力施設監視・評価検討会」(3月8日をもってホーム

ページの更新が停止)、[技術研究組合 国際廃炉研究開発機構\(IRID\)](#)の指導・監督・助言等を受けていることになっていますからやむを得ないのかもしれませんが、現在の体制のまま、指揮監督機関を一元化すること無く、10年後に迫る、福島第一原子力発電所1・2号機の使用済み核燃料プール内の使用済み核燃料の取り出し以降のプロセスについて、先に進めるのかどうか疑問であることも申し添え、雑駁な感想とします。

4月の予定

<院内集会(オンライン併用)>

第136回院内集会

日時：4月19日(金) 11:30~13:30

会場：衆議院第2議員会館地下1階第8会議室、およびオンラ

イン(Zoom)併用

テーマ：「東日本大震災、大熊町から考える防災と社会課題」

講師：大熊未来塾塾長 木村紀夫さん

※ 下のURL、あるいは右のQRコードから、事前の参加申し込みができます。お申込みいただくとZoom参加用招待状URLが返信されます。

<https://x.gd/JR0Qk>



<SVCF通信169号>

発行予定日：4月26日(金)

<連絡会議> 淡路町事務所(右地図参照)

および online。いずれも10:30から

4月5日(金)、12日(金)、19日(金)、

26日(金)

